

議案第75号

つくば市下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

つくば市下水道事業受益者分担金条例（平成元年つくば市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に改正前のつくば市下水道事業受益者分担金条例の規定に基づいて市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、改正後のつくば市下水道事業受益者分担金条例の規定に基づき管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他

の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

つくば市下水道事業受益者分担金条例（平成元年つくば市条例第33号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （分担金の徴収）</p> <p>第2条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、都市計画事業以外の事業により築造される公共下水道の受益者から分担金を徴収するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）第21条第1項の規定により公共下水道の排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認められた者から分担金を徴収する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条（略） （分担金の徴収）</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、都市計画事業以外の事業により築造される公共下水道の受益者から分担金を徴収するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）第21条第1項の規定により公共下水道の排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認められた者から分担金を徴収する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則（略）</p>